

長野県告示第148号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）附則第20条第1項の特定行為業務を行う者の登録を次のとおり行いました。

平成31年4月8日

長野県知事 阿部 守一

(登録特定行為事業者 地域密着通所介護)

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	登録した年月日
特定非営利活動法人おひさまの丘	宅老所おひさまの丘	北佐久郡立科町宇山1732-1	平成31年4月1日
(登録特定行為事業者 介護予防短期入所生活介護)			
事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	登録した年月日
社会福祉法人 賛育会	豊野清風園	長野市豊野町豊野659番地1	平成31年4月1日
(登録特定行為事業者 介護予防認知症対応型共同生活介護)			
事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	登録した年月日
社会福祉法人 賛育会	さんいくの家	長野市豊野町豊野667-9	平成31年4月1日
(登録特定行為事業者 認知症対応型共同生活介護)			
事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	登録した年月日
社会福祉法人 賛育会	さんいくの家	長野市豊野町豊野667-9	平成31年4月1日
(登録特定行為事業者 複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護))			
事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	登録した年月日
特定非営利活動法人パウル会	小布施町看護小規模多機能型居宅介護施設	上高井郡小布施町小布施851番地4	平成31年4月1日

介護支援課

長野県告示第149号

自然公園法（昭和32年法律第161号）第9条第2項の規定により決定した八ヶ岳中信高原国定公園に関する公園事業を次のとおり変更しました。

この公園事業を表示した図書は、長野県環境部自然保護課及び諏訪地域振興局及び松本地域振興局並びに岡谷市役所及び塩尻市役所において縦覧に供します。

平成31年4月8日

長野県知事 阿部 守一

1 変更した公園事業の名称及び種類並びに位置

名称及び種類	位 置
高ボッチ山園地	[区域] 岡谷市横川山及び塩尻市旧塩尻

2 変更した事項

事業の規模（拡大）

自然保護課

長野県告示第150号

農畜産業振興事業補助金交付要綱（平成20年長野県告示第302号）の一部を次のように改正し、平成31年度の補助金から適用します。

平成31年4月8日

長野県知事 阿部 守一

第1中「(水稻を除く。)」を削る。

別表第1の信州農業生産力強化対策事業の項からりんご緊急需給調整特別対策事業の項までを次のように改める。

信州農業生産力強化対策事業	1 市町村、農業協同組合（以下「農協」という。）又は知事が適当と認める団体が行う次に掲げる事業に要する経費 (1) 革新的農業技術導入モデル事業 県が普及に移した農業技術等の導入 (2) マーケットニーズ対応産地支援事業 実需者等の要望に対応できる多様な産地の育成 ア マーケットニーズ対応条件整備事業 新品種・新品目の導入、新作物の導入、雨よけ施設の導入、養液土耕等栽培設備の導入、省力管理施設・機械の導入及び産地流通体制の整備 イ 園芸産地継承支援事業 樹園地の扱い手への円滑な継承 ウ 戰略的導入品目種苗生産体制構築支援事業 りんごの高密植・新わい化栽培のためのフェザーノの早期増産 エ 戰略的導入品目安定生産支援事業 りんごの高密植・新わい化栽培の安定化 オ 契約取引における作柄安定化実証支援事業 土壤の生物性等の分析による産地の作柄安定技術の確立 カ 水田転換促進支援事業 水田における園芸作物等の導入による経営の複合化 キ 中山間地域コミュニティ活動創出支援事業 中山間地域の農業資源を活かした共同活動の実施 ク 信州ブランド魚生産支援事業 信州サーモン及び信州大王イワナの生産安定化 ケ 特認事業 アからクまでに該当しないが、県として推進すべき新技術等の取組 (3) 経営管理システム導入支援事業 ICTを活用した経営管理システムの新規導入（機器導入経費は対象外） (4) 家畜防疫対策緊急支援事業 家畜伝染病予防法に規定する家畜伝染病が県内又は近隣県で発生した場合における、県内での感染拡大を防止するための資材等の緊急整備 野生獣防護柵等設置事業 豚コレラウイルスを保有する野	2分の1以内 2分の1以内 ただし、エに掲げる事業に要する経費にあっては、知事が定める額

5 「リンゴ黒星病」まん延防止対策事業 「リンゴ黒星病」（薬剤耐性菌）のまん延防止対策を行った樹園地への苗木導入を支援	生いのしし、鳥類及び小動物が侵入する可能性の高い箇所等への防護柵及び防鳥・防獣ネットの設置	2分の1以内
2 農協又は知事が適當と認める団体（以下「農協等」という。）が行う1に掲げる事業に要する経費に対し、市町村が補助する場合における当該補助に要する経費	2分の10以内 ただし、1に掲げる事業に要する経費の2分の1を限度とする。	10分の10以内 ただし、1に掲げる事業に要する経費の2分の1を限度とする。
うまいくだもの推進事業	長野県園芸作物生産振興協議会うまいくだもの推進部会が行う高品質な果実の生産対策及び消費と連携した果実の生産振興に要する経費	知事が定める額
果実計画生産出荷促進資金造成事業	一般社団法人長野県果実協会が行う果実の計画的な生産出荷に向けた調査指導等を実施するための資金の造成に要する経費	知事が定める額
りんご緊急需給調整特別対策事業	一般社団法人長野県果実協会が行うりんご価格が低下した場合又は低下することが確実な場合に生食用果実を加工用原料に仕向ける農協に補給金を交付するための資金の造成に要する経費	知事が定める額

別表第1のワイン用ぶどう苗木緊急増産支援事業の項の次に次のように加える。

りんごフェザーノ苗木増産支援事業	県内種苗業者、農協等が行うりんごフェザーノ苗木用の台木母樹養成は場の整備及び管理に要する経費	2分の1以内
------------------	--	--------

別表第1の美しい信州の花推進事業の項から飼料価格高騰緊急対策事業の項までを次のように改める。

美しい信州の花推進事業	長野県園芸作物生産振興協議会美しい信州の花推進部会が行う花きの生産強化対策、流通合理化対策及び需要拡大対策に要する経費	知事が定める額
特産花き生産出荷安定資金造成事業	一般財団法人長野県野菜生産安定基金協会（以下「基金協会」という。）が行う花きの市場販売価格が保証基準額を下回ったときに生産農家に補てん金を交付するための資金の造成に要する経費	知事が定める額
野菜生産振興推進事業	長野県園芸作物生産振興協議会野菜生産振興部会が行う野菜の生産振興対策及び流通対策に要する経費	知事が定める額
野菜生産出荷安定資金造成事業	基金協会が行う次に掲げる事業に要する経費 (1) 指定野菜価格安定資金造成円滑化事業 指定野菜の市場販売価格が保証基準額を下回ったときに生産農家に補てん金を交付するための資金の造成 (2) 契約指定野菜安定供給資金造成円滑化事業 指定野菜の契約取引における作柄変動、価格低落等によるリスクを軽	知事が定める額

	減るために生産農家に補てん金を交付するための資金の造成	
特定野菜価格安定資金造成事業	基金協会が行う特定野菜の市場販売価格が保証基準額を下回ったときに生産農家に補てん金を交付するための資金の造成に要する経費	知事が定める額
野菜生産安定資金造成事業	基金協会が行う他の価格安定制度の対象にならない野菜の市場販売価格が保証基準額を下回ったときに生産農家に補てん金を交付するための資金の造成に要する経費	知事が定める額
重要野菜出荷調整資金造成事業	基金協会が行う野菜の市場販売価格が著しく低下したとき、市場出荷予定の野菜を集荷不能な状態に処理、社会福祉施設等への無償提供及び加工等への仕向けを行った場合に生産農家に助成金を交付するための資金の造成に要する経費	知事が定める額
きのこ生産安定資金造成事業	基金協会が行う次に掲げる事業に要する経費 (1) きのこ生産安定資金造成事業 きのこの市場販売価格が保証基準額を下回ったときに生産農家に補てん金を交付するための資金の造成 (2) きのこ出荷調整資金造成事業 市場出荷量調整のための契約価格・事前値決め価格が市場平均価格を下回ったとき及び掛増し経費が発生したときに生産農家に補てん金を交付するための資金の造成	知事が定める額
外来魚等食害防止対策事業	1 長野県漁業協同組合連合会、漁業協同組合又は知事が適当と認める団体が行う次に掲げる事業に要する経費 (1) 外来魚被害緊急対策事業 外来魚の駆除及び処理、漁場生態系の復元並びに違法放流の防止活動 (2) カワウ食害防止対策事業 カワウの防除及び捕獲 (3) ミンク食害防止対策事業 ミンクの捕獲及び処理 2 長野県漁業協同組合連合会、漁業協同組合又は知事が適当と認める団体が行う1の(1)から(3)までに掲げる事業に要する経費に対し、市町村が補助する場合における当該補助に要する経費	2分の1以内 10分の10以内。ただし、1の(1)から(3)までに掲げる事業に要する経費の2分の1を限度とする。
飼料価格高騰緊急対策事業	1 市町村、農協等が行う配合飼料価格が高騰した場合における農家に対する配合飼料費及び輸送費等の補てん金の交付に要する経費 2 農協等が行う1に掲げる事業に要する経費に対し、市町村が補助する場合における当該補助に要する経費	3分の1以内 10分の10以内。ただし、1に掲げる事業に要する経費の3分の1を限度とする。

別表第1の家畜ふん尿撤去・農地復旧事業の項を削る。

園芸畜産課

長野県告示第151号

国土交通省国土地理院長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定による基本測量を終了した旨の通知がありました。

平成31年4月8日

長野県知事 阿部守一

1 作業種類

基本測量（空中写真撮影・オルソ作成）

2 作業期間

平成30年9月14日から平成31年3月8日まで

3 作業地域

南佐久郡川上村、南佐久郡南牧村、南佐久郡南相木村

建設政策課

長野県告示第152号

国土交通省北陸地方整備局千曲川河川事務所長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。

平成31年4月8日

長野県知事 阿部守一

1 作業種類

公共測量（用地測量）

2 作業期間

平成31年2月25日から平成31年7月31日まで

3 作業地域

長野市

建設政策課

長野県告示第153号

安曇野市長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定による公共測量を終了した旨の通知がありました。

平成31年4月8日

長野県知事 阿部守一

1 作業種類

公共測量（安曇野市都市計画基本図修正）

2 作業期間

平成29年5月15日から平成31年2月28日まで

3 作業地域

安曇野市

建設政策課

長野県告示第154号

小諸市長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定による公共測量を終了した旨の通知がありました。

平成31年4月8日

長野県知事 阿部守一

- 1 作業種類
公共測量（小諸市都市計画基本図修正業務委託）
- 2 作業期間
平成30年5月22日から平成31年2月28日まで
- 3 作業地域
小諸市

建設政策課

建設政策課

長野県告示第155号

上田市長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定による公共測量を終了した旨の通知がありました。

平成31年4月8日

長野県知事 阿部守一

- 1 作業種類
公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間
平成30年10月8日から平成31年3月20日まで
- 3 作業地域
上田市

建設政策課

長野県告示第156号

御代田町長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定による公共測量を終了した旨の通知がありました。

平成31年4月8日

長野県知事 阿部守一

- 1 作業種類
公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間
平成30年12月25日から平成31年3月19日まで
- 3 作業地域
北佐久郡御代田町

建設政策課

監査委員事務局

**公告**

次のとおり企画提案公募（プロポーザル）に付します。

平成31年4月8日

長野県知事 阿部守一

- 1 企画提案公募に付する事項
 - (1) 業務名
平成31年度流域下水道管理システム構築業務
 - (2) 業務内容
仕様書によります。
 - (3) 履行期間
契約締結の日から令和2年3月31日まで
 - (4) 履行場所
仕様書によります。
- 2 企画提案公募に参加する者に必要な資格
次のいずれにも該当する者であることとします。
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1

長野県告示第157号

長野県森林政策課長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定による公共測量を終了した旨の通知がありました。

平成31年4月8日

長野県知事 阿部守一

- 1 作業種類
公共測量（千曲川下流計画区の空中写真撮影及びデジタルオルソ画像作成）